

令和2年度高知県診療情報保全基盤整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県診療情報保全基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、医療機関の診療データを県外に保全するシステムの構築及び運用を行うために組織された一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会（以下「補助事業者」という。）が実施する災害時診療情報バックアップシステム運用管理事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者等（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第7条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。

(2) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかに

した帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならぬこと。

- (3)補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (4)補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5)補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6)前号の規定により知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (9)県税（地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- (10)前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項

(補助事業の重要な変更)

第9条 補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更等を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による事業変更（廃止・中止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1)補助事業の計画内容を著しく変更するとき。
- (2)補助金額の30パーセントを超える減額又は経費区分間の配分額を変更するとき（それぞれの配分額のいずれか低い額の30パーセントを超える変更をする場合に限る。）。
- (3)補助金額の増額をしようとするとき。
- (4)補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、知事に対し補助金の概算払を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づき概算払を請求する場合は、別記第3号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了日若しくは廃止日の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに当該報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出に当たって、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合で、第1項の

実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）の総額を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第8条第2号及び第5号から第7号まで、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
災害時診療情報バックアップシステム運用管理事業	一般社団法人高知県保健医療介護福祉推進協議会	災害時診療情報バックアップシステムの運用管理に必要な経費 • システム運用費用 • ハードウェア保守費用 • 回線利用料 • 事務手数料	15,246,000円	2分の1

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。